

新潟市妊婦乳幼児に係る保健事業嘱託医師及び歯科医師に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新潟市が次に定める事業を実施するために委嘱する嘱託医師及び歯科医師の身分、服務、報酬、その他委嘱に関し必要な事項について定める。

(1) 母子保健法（昭和40年8月法律第141号）に基づく保健事業

(2) 地域保健法（昭和22年9月法律第101号）に基づく保健事業

2 この要綱に定めるもののほか、嘱託医師及び歯科医師の就業に関する事項は、地方公務員法（昭和25年12月法律第261号）その他関係法令の定めるところによる。

(事業の種類)

第2条 前条に規定する事業は、別表1に掲げる業務とする。

(身分)

第3条 妊婦乳幼児に係る保健事業嘱託医師及び歯科医師（以下「嘱託医師等」という。）は、地方公務員法第3条第3項第3号に定める非常勤特別職職員とする。

(委嘱)

第4条 嘱託医師等の委嘱は、医師及び歯科医師の免許を有するもののうちから市長が行う。

(委嘱期間)

第5条 嘱託医師等の委嘱期間は、委嘱開始の日から会計年度の末日までとする。

(職務内容)

第6条 嘱託医師等は、次のいずれかの職務に従事する。

(1) 母子保健法に基づく保健事業における問診、発育の評価、診察、口腔内診査、その他医学的判断を必要とする事項についての相談及び指導等

(2) 地域保健法に基づく保健事業における問診、診察、その他医学的判断を必要とする事項についての相談及び指導等

(服務の根本基準)

第7条 嘱託医師等は、全体の奉仕者として公共の利益のために従事し、かつ、職務の遂行にあたっては、全力を挙げてこれに専念し、その職責を果たさなければならない。

(職務に専念する義務)

第8条 嘱託医師等は、法令又はこの要綱に定めがある場合を除くほか、職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、定められた職務にのみ従事しなければならない。

(信用失墜行為の禁止)

第9条 嘱託医師等は、その職又は新潟市の信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為をしてはならない。

(秘密を守る義務)

第10条 嘱託医師等は、法令等に特別の定めがある場合又は新潟市の許可があった場合を除き、職務

上知り得た秘密を漏らしてはならない。解職後もまた同様とする。

(解職)

第11条 嘱託医師等が次のいずれかに該当する場合には、その日をもって嘱託医師及び歯科医師としての身分を失う。

- | | |
|----------------------|---------|
| (1) 委嘱期間が満了した場合 | 満了した日 |
| (2) 解職を願い出て、承認があった場合 | 承認があった日 |
| (3) 死亡した場合 | 死亡した日 |
| (4) 当該資格免許を取り消された場合 | 取り消された日 |

2 前項2号の規定により解職する場合には、嘱託医師等は解職を希望する日の1か月前までに、新潟市長に願い出なければならない。

3 新潟市は、嘱託医師等が次のいずれかに該当する場合には、その意に反して解職することができる。

- (1) 著しく従事成績がよくない場合
- (2) 心身の故障により6か月を超える休養を必要とする場合
- (3) 刑事事件に関し処罰された場合
- (4) その他嘱託医師等としてふさわしくない行為があった場合

(報酬)

第12条 嘱託医師等の報酬は、新潟市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年3月新潟市条例4号）に基づき、予算の範囲内で支給する。

(報酬からの控除)

第13条 新潟市は、嘱託医師等に報酬を支給する際、その報酬額から所得税源泉徴収額を控除することができる。

(公務災害補償)

第14条 この要綱により委嘱された嘱託医師等の公務上の災害又は通勤による災害については、新潟市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年12月23日条例第33号）の定めるところにより補償する。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和８年６月１日から施行する。

別表 1

事業名	実施場所	実施方法
1 歳誕生歯科健康診査	地域保健法（昭和２２年９月法律第１０１号） 第１８条「市町村保健センター」に相当する施設	集団方式
1 歳 6 か月児健康診査		
3 歳児健康診査		
5 歳児健康診査		
妊婦歯科健康診査		